

令和 3 年度

第 1 回

区 長 会 資 料

(本 編)

- | | |
|------|------------------------------------|
| ①と き | 令和 3 年 4 月 2 8 日 (水) 午後 6 時 3 0 分～ |
| ところ | 中央公民館 大集会室 (対象：郡家東地域) |
| ②と き | 令和 3 年 5 月 6 日 (木) 午後 6 時 3 0 分～ |
| ところ | 中央公民館 大集会室 (対象：郡家西地域) |
| ③と き | 令和 3 年 5 月 7 日 (金) 午後 6 時 3 0 分～ |
| ところ | 船岡地区公民館 大集会室 (対象：船岡地域) |
| ④と き | 令和 3 年 5 月 1 0 日 (月) 午後 6 時 3 0 分～ |
| ところ | 八東体育文化センター 遠見山アリーナ
(対象：八東地域) |

日 程

1. 開 会

午後 6 : 3 0

2. 町長あいさつ

3. 議会議長あいさつ

4. 各課長による所管事項の説明

5. 質 疑

6. 閉 会

午後 8 : 0 0

(予定)

目 次

総務課	P 1
税務課	P 2
企画課	P 3～P 4
人権推進課	P 5
男女共同参画センター	P 6
町民課	P 7
福祉課（福祉事務所）	P 8
保健課（郡家保健センター内）	P 9
産業観光課	P 10
建設課	P 11
上下水道課	P 12
地籍調査課	P 13～P 14
教育委員会	P 15
議会事務局	P 16
農業委員会	P 17
八頭町社会福祉協議会	P 18
八頭町行政機構図	P 19

総 務 課

本 庁 総 務 課 TEL 76-0201 FAX 73-0147
防 災 室 TEL 76-0203
船 岡 住 民 課 TEL 72-0044 FAX 73-0290
八 東 住 民 課 TEL 84-1222 FAX 84-2818

1. 区長関係について

①区長会について（原則年2回とします。）

第1回目

対象：郡家東地域 4月28日（水） 中央公民館 大集会室
対象：郡家西地域 5月 6日（木） 中央公民館 大集会室
対象：船岡地域 5月 7日（金） 船岡地区公民館 大集会室
対象：八東地域 5月10日（月） 八東体育文化センター 遠見山アリーナ

第2回目 11月下旬ごろ（予定）

※新型コロナウイルス感染症防止対策の為、各地域で開催

②令和3年度区長報償費（手当）について

均等割額 12,000円 世帯割額（1世帯当り）900円

③区長文書について【資料編 P3】

原則として月1回（月末ごろ）発送します。

④行政懇談会の開催について

町内14会場で、行政懇談会を開催します。皆様のご出席をお願いします。

2. 各種補助制度について【資料編 P4～P13】

3. 令和3年度予算の概要について【資料編 P14～P15】

4. 防災関係について【資料編 P16】

各集落に集落支援職員を配置し防災訓練による防災体制を推進します。

集落支援職員については、決定次第に後日連絡します。

8月29日（日）防災訓練を実施します。（八頭町防災の日9月1日）

5. その他

① 町の防災無線設備を使って集落内放送を行う場合は、集落名を言ってから放送をお願いします。（例：〇〇区長から×××についてお知らせします。）

② 地縁団体の結成促進及び変更届出をお願いします。（R3.4.1）現在 36 団体

③ 交通安全教室の開催を要望される集落は、防災室へ連絡をお願いします。

④ 令和3年度の主な年間行事予定【資料編 P25】

税 務 課

本 庁 税 務 課 TEL 76-0204

1. 納税通知書の送付について

町税の納税通知書（納付書）は全て郵送いたします。また、各税目の納期限は下記のとおりです。

令和3年度 町税の月別納期一覧表

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税		① 月末		② 月末					③ 26日		④ 月末	
軽自動車税	全 月末											
町 県 民 税			① 月末		② 月末		③ 月末			④ 月末		
国民健康保険税			① 月末	② 月末	③ 月末	④ 月末	⑤ 月末	⑥ 月末	⑦ 26日	⑧ 月末		

※納期限が土・日曜日、休日などの場合は翌日又は翌々日となります。

2. 町税の納付について

○納付場所等について

町税の納付については、役場の窓口、銀行、農協、信用金庫、労働金庫、郵便局、コンビニエンスストアでのお支払いのほか、スマホ決済のペイペイ及びラインペイでもお支払いいただけます。

なお、コンビニエンスストアでのお支払いの場合、一納付書30万円以上の額面税額については、ご使用いただけませんのでご注意ください。

○口座振替の推進について

町税の納付には、口座振替が納め忘れもなく便利で確実です。ぜひ、口座振替のご利用をよろしくお願いします。

○納付書の使用期限について

納付書にはコンビニエンスストアでの使用期限を表記しておりますが、金融機関でのお支払いにおいても、督促状の到着後には（納期限後20日を過ぎた頃）ご使用になれません。その際には督促状の納付書をご使用いただくか、税務課で再発行納付書の交付を受けて下さい。

3. 土地情報データの交付について

地籍調査完了地区については、地積測量図、一筆図形等の土地情報データの交付を税務課、船岡住民課及び八東住民課で行っています。ご利用ください。

企 画 課

本 庁 企 画 課 TEL 76-0212

地方創生室 TEL 76-0213

1. 公共交通機関の利用について

- 大江線・私都線を含む町営やずバス料金は一律100円ですので、買い物・通院等にご利用をお願いします。
- 若桜鉄道切符・町営やずバスの回数券は郡家駅「ぷらっとぴあ・やず」で販売していますのでご利用をお願いします。
- 若桜鉄道を利用される高校生の若桜鉄道区間の通学定期料金の半額もしくは7,000円を超える通学定期料金を助成しますのでご利用をお願いします。

2. タクシー利用助成制度について

65歳以上及び身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で免許証をお持ちでない方等に対して、タクシーの利用助成を行っております。利用には事前の登録が必要です。本人確認のできる保険証と印鑑をご持参いただき、各庁舎で手続きをお願いします。

【助成額】

○八頭町内 タクシー運賃の2/3の額

(最低個人負担額 300円、 最高個人負担額 1,200円)

但し、5,000円を超える運賃につきましては、個人負担となります。

- 2人以上で相乗りをされる場合は、さらに1割引となりますので、相乗りでの利用をお願いします。
- タクシー利用者証明証の有効期限は10年です。更新手続の必要な方には随時ご案内いたしますので、手続きをお願いします。

3. 放置危険家屋について

危険な家屋として判定された場合、撤去に対して助成制度を設けています。

【助成額】住宅撤去費用の1/2 (上限100万円)

倉庫等の附属建物についても、住宅と同時に撤去する場合は助成の対象となります。

4. 空き家バンク・住宅リフォーム助成制度について

- 移住・定住対策として、IJUターン促進事業を実施しています。集落での受け入れの協力及び空き家バンク登録への協力をお願いします。
- リフォーム助成制度として住宅の改修等に要する費用の一部を支援しています。

【助成対象】40歳以下の夫婦世帯で18歳以下の子供がいる世帯

【助成額】50万円以上の工事費用の3/10 (上限30万円)

5. 八頭町移住定住センターの設置

八頭町移住定住センターを準ラボの2Fに設置しています。空き家登録や移住定住など気軽にご相談ください。(TEL 76-7878 (FAX兼用))

6. 光ケーブルによるサービスについて

八頭町の全地域で、ケーブルテレビ及び光インターネットサービスの提供する環境が整備されています。ケーブルテレビでは、八頭町ニュースや議会中継など地域の情報などを放映しており、月額基本料金は税抜700円となっています。

【加入申込又は問合せ先】

◇ケーブルテレビ・・・(株)全関西ケーブルテレビジョン

(TEL) 0120-968-138 [受付時間：平日の9:30~17:30]

◇光インターネット・・・NTT西日本

(TEL) 0120-931-968 [受付時間：平日の9:00~17:00]

*各集落の公民館にケーブルテレビを引かれる場合は、町の公共施設として、加入料金及び基本料金が無料です。但し、NHKの受信料金は必要となりますのでご注意ください。

7. 魅力ある地域づくり推進事業補助金について

地域活性化につながる事業に取り組んでいただける個人、グループ、団体等の活動を支援するため、「魅力ある地域づくり推進事業補助金」を制定しています。

事業に取り組んでみようと思われる方はご相談ください。

【助成額】 総事業費の8割以内とし、補助限度額は20万円

8. 部落史編纂事業補助金について

各集落や地域の郷土史を編纂される場合の助成制度の拡充を行います。編纂を計画されている集落、地域がございましたらご連絡ください。

【助成額】 印刷製本費の1/2 50万円を上限

9. 消費者行政相談窓口の設置について

丹比地区公民館で、毎週木曜日の午前9時から午後4時まで開設しています。

電話による相談も受け付けていますのでご利用をお願いします(TEL 84-1230)。

また、弁護士による無料の消費生活相談(要予約)を2カ月に1回行っていますのでご利用をお願いします。

人 権 推 進 課

八東庁舎 人権推進課 TEL 84-1228
中央人権啓発センター TEL 84-3496
船岡人権啓発センター TEL 73-0030
郡家人権啓発センター TEL 72-2672

1. 人権教育の推進について

- ①各地区人権教育推進委員会主催による人権問題学習会等の事業に、多くの皆様にご参加いただきますよう、呼び掛けをお願いします。
- ②町人権尊重のまちづくり講演会 6月27日(日)、町部落解放研究集会12月5日(日)等へのご参加をお願いします。

2. 人権啓発センターの事業等について

- 人権施策の一層の推進を図るため、各人権啓発センターを中心に福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる施設として、啓発、広報活動や相談事業等、周辺地域と一体となった活動を展開します。皆様の積極的なご活用をお願いします。
- 人権問題講座(各地域3回、合計9回)を計画していますので、ご参加をお願いします。
- 英語教室、ヨガ教室、書道教室、生花教室など地域交流事業を実施していますので、ご参加をお願いします。

3. 解放文化祭の実施について

- 八東地域: 7月10日(土)～11日(日)
- 船岡地域: 10月23日(土)～24日(日)
- 郡家地域: 11月27日(土)～28日(日)

4. 各種相談について

人権相談(人権推進課)・行政相談(企画課)

原則 毎月第2水曜日 (中央公民館・船岡地区公民館・丹比地区公民館)

開設時間: 13:30～16:00

5. 八頭町団体育成事業助成制度について

町内の自治会組織や各種団体等が行う人権啓発・教育を目的とした研修や講演会などに必要な講師料を助成する制度です。詳しくは人権推進課まで、お問い合わせをお願いします。

男女共同参画センター

八頭町徳丸 578-1

TEL 84-2361 FAX 84-2362

1. 男女共同参画センターについて

①学習及び啓発

- ・「男女共同参画フェスティバル」を開催します。(11月中旬予定)
- ・「第4次男女共同参画プラン」を策定しました。
令和3年度からは、このプランに基づき事業を展開します。
各種講座を実施しますので参加をお願いします。
- ・「男女共同参画出前講座」を実施しますので、各種団体での研修会等にご利用をお願いします。
- ・広報やずへ「4コマ漫画」を掲載していますのでご覧ください。
- ・「男女共同参画かるた」及び「子育てかるた」の貸出しを行っています。各種団体活動等で活用をお願いします。

②人材育成

研修会等への参加により男女共同参画リーダー養成を行っています。

③情報の収集・提供

関連図書・DVDや絵本の貸出しを行っていますのでご活用をお願いします。

④相談事業

- ・弁護士による『なんでも相談』を行っていますのでご利用をお願いします。
(偶数月の第1金曜日 13:30～16:30
1人45分以内 4名 予約制)
- ・女性に対する暴力相談窓口を設置しています。(受付は随時)

⑤団体の活動支援

登録団体の活動支援を行っていますので、積極的な登録をお願いします。

2. 集落における男女共同参画の推進について

女性の声を村づくりに生かす体制づくりを推進しています。役員等への積極的な女性の登用をよろしくお願いします。

町 民 課

本 庁 町 民 課 TEL 76-0205
76-0211

1. 環境衛生事業について

①ごみの分別と減量化にご協力を

「家庭ごみの分別と出し方手引き」に基づき、今後ともごみの分別と減量化にご協力をお願いします。

②適正処理困難廃棄物回収の斡旋をします

11月中旬頃の実施を予定しています。詳細については、町報等でお知らせします。

③生ごみの分別回収による液肥への取り組みについて【資料編 P17～18】

本町ではごみの減量化を進め、資源を有効にリサイクルするため、各家庭から出る生ごみを回収しリサイクル（液肥）する事業を推進しています。実施を希望される集落の方は事前にご相談をお願いします。

④リチウムイオン電池等（小型充電式電池）の処分方法

最近、不燃物処理施設でリチウムイオン電池等（小型充電式電池）が原因で発火事故が多発しています。充電式の家電製品（電動歯ブラシ等）を小型破砕ごみでごみステーションに出される場合は、必ず、小型充電式電池は除外してください。なお、小型充電式電池を廃棄される場合は、（一社）JBRC 協力店又は、役場各庁舎に設置している回収ボックスへお願いします。

⑤ライター、乾電池、ボタン電池、小型充電式電池の各庁舎回収ボックス設置について

収集回数が少ないものについては、役場各庁舎玄関に回収ボックスを設置していますので、ご利用をよろしくお願いします。

⑥各種事業補助金制度のご案内

・集落ごみステーション等整備事業補助金【資料編 P13】

集落ごみステーションの新設、買い替え、修繕等に対して助成しています。

・生ごみ処理機器等（コンポスト）購入費補助金

生ごみリサイクルを推進するため、コンポストの購入に対して助成しています。

・資源ごみ回収報奨金【資料編 P10】

資源の再利用を推進するため、回収された団体に対して報奨金を交付しています。

⑦不法投棄の根絶について

不法投棄のパトロールや不法投棄防止のための啓発看板を配布しています。ご希望の方はご連絡をお願いします。また、不法投棄を見かけた方は、最寄の警察署に通報してください。

2. マイナンバーカードの申請について【資料編 P19】

平成29年7月からマイナンバー制度の本格運用が始まっており、今後、様々な場所で提示を求められる機会が増えてきます。早めの申請・取得をお願いします。

また、令和3年2月15日（月）よりマイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスを開始しています。交付手数料は窓口で申請するより安くなっていますので、積極的にご活用ください。

福 祉 課 (福祉事務所)

地域福祉係 TEL 72-3586 障がい福祉係 TEL 72-3590
母子父子支援係 TEL 72-3583 生活支援係 TEL 72-3581

○地域福祉の推進について (地域福祉の推進、福祉団体等の活動支援ほか)

1. 地域福祉組織(まちづくり委員会)の立上げ・活動拠点の整備について【資料編 P21】

町地域福祉推進計画に基づき、地域の福祉組織(まちづくり委員会)の立ち上げと活動拠点の整備を推進しています。現在14地区中12地区で立ち上がり、それぞれの地区の特性を活かした地域福祉活動が行われています。未設置の国中地区では設立準備会を開催していますし、西郡家地区でも、集落説明会や検討会を開催して設立準備会への移行を目指しています。

2. 民生委員・児童委員について【資料編 P22】

民生委員・児童委員の任期満了に伴い、令和元年12月1日に一斉改選が行われましたが、いくつかの集落で委員が未選出となっています。引き続き委員の選出にご協力をお願いします。今後とも民生委員・児童委員の活動にご理解、ご協力をお願いします。

3. 災害時における支え愛地域づくりについて

①令和3年度支え愛地域づくり推進事業補助金の募集について【資料編 P11】

支え愛マップづくりを通して、要配慮者に対する災害時の避難支援等の仕組みづくり(見守り体制づくり)に要する経費を補助します。

②避難行動要支援者台帳の引継ぎについて

集落役員の改選により区長さんが交代される際には、避難行動要支援者台帳の引継ぎをお願いします。

○障がい福祉について (障がい福祉サービス、障害者手帳等の各種申請及び相談ほか)

町では、「あいサポート運動」(あいサポーター研修等)の推進に取り組んでいます。講師を派遣しますので、自治会や各種団体等の研修で、積極的に取り組んでいただきますよう、お願いします。



○生活支援について (生活保護、生活困窮者支援ほか)

生活上の様々な悩み、例えば「なかなか就労できない」「ほとんど外に出ず、ひきこもり続けている」「借金や滞納が増えて生活が苦しい」「病気治療が必要だが経済的な事情等で受診しておらず、この先不安」といった悩みを抱えている方の相談窓口を町社協に委託して実施しています。まずは、**福祉相談支援センター「ほっと」**(電話 71-0100)へご相談ください。

○母子父子支援について (母子生活支援施設への入所措置、ひとり親家庭の子どもの学習支援、児童扶養手当ほか)

新型コロナウイルス感染症の対策をしながら、町内に「**子ども食堂**」が2か所開設されています。学校と家庭以外での子どもの居場所づくりを目的とした事業です。

ボランティア、食材の提供等は**大歓迎**です。申し込みは、下記へ直接ご連絡ください。

のぞみおやこ食堂 毎月第2・第4金曜日 17:30~19:00 母子生活支援施設のぞみ ホール
連絡先: 母子生活支援施設のぞみ 電話 73-0139

※現在は弁当のみ提供しています。弁当1個につき100円です。

こども食堂・寺子屋みらいこおけ 毎週金曜日 18:00~20:00 郡家西地区公民館

連絡先: ワーカーズコープさんいんみらい事業所 電話 0857-30-7471

※料金は、子ども(中学生まで)無料、大人200円です。(事前予約要)

保 健 課 (郡家保健センター内)

保健課 保 健 係 (代) TEL 72-3566
介護保険係 TEL 72-3555
地域包括支援センター TEL 72-3574

1. 健康づくり事業について

- (1) 6月より集団検診、巡回検診、医療機関検診を行います。がん検診受診券を5月下旬に各個人に郵送をします。
- (2) 健康教室は、医師や理学療法士、管理栄養士や保健師などが集落に伺い、身体やこころの健康づくりに関する内容で開催します。各集落の健康づくり推進委員さんにも、検診の受診勧奨のほか、集落内での健康教室の開催をお願いしていますので、集落の年間事業として取り組んでいただきますようご協力をお願いします。
- (3) 保健センターで健康相談や医師等を招いての健康講座などを行っています。健康に関する知識や健康に過ごしていただく方法などをお伝えしています。お気軽にご利用ください。
- (4) 健康増進法により複数の人が利用する全ての施設は原則屋内禁煙が義務づけられます。屋内での喫煙を可能にする場合は、喫煙室の設置、標識の提示が必要です。
- (5) 令和3年度から健康づくりへの関心を高め、実践していただくきっかけづくりとして「健康ポイントラリー」を実施します。健診などの対象事業利用時にポイント付与し、参加していただきます。

2. 新型コロナウイルスワクチン接種について

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果としての新型コロナウイルス感染症のまん延を予防するため、ワクチン接種を行います。接種券を4月上旬に85歳以上の方から各個人に順次郵送します。

3. 介護保険制度について

日常生活において支援が必要になったり、認知症や寝たきり状態になったなど、介護保険サービスの利用が必要となったときは、要介護認定の申請を行ってください。申請窓口は、保健課介護保険係、船岡住民課、八東住民課です。

4. 地域包括支援センターについて

- (1) 高齢者のみなさんの総合相談窓口です。介護予防、介護相談、権利擁護など、お気軽にご相談ください。
- (2) 介護予防教室対象者を把握するため、介護保険の認定を受けておられない高齢者の方を対象に健康状態のアンケートを実施する予定です。
- (3) 認知症についての正しい知識・理解の普及、認知症の人やその家族を地域で見守り、支え合いをすすめていくことができるよう、認知症サポーター養成講座を各集落や事業所等に出向き実施しています。
- (4) 認知症の予防や早期発見に向けて、希望される集落等を巡回し、認知症予防講話とタッチパネル式コンピューターを用いた「もの忘れチェック」を行っています。
- (5) 認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員を地域包括支援センター内に配置し、認知症の方の医療受診や介護保険サービスの利用等について相談対応を行っています。

産業観光課

本 庁 産業観光課 TEL 76-0208

船岡庁舎 商工観光室 TEL 72-0144

1. 補助事業について

町の単独補助事業で

- ① 農業用施設等整備費補助金（補助率1／2、限度額20万円、工事費が5万円以上）
- ② 「楽しく交流」推進補助金（関係人口・魅力発信等、補助率2／3、限度額：20万円）
- ③ 「出る杭を伸ばす」事業者応援補助金（新商品開発・販路開拓等、補助率1／2、限度額：10万円等）等がありますので、活用される場合は協議をお願いします。

2. 八頭町農業公社について

- ① 農地情報の提供 ② 担い手間の連携 ③ 就農相談の窓口 ④ 研修受け入れ体制 ⑤ 樹園地再生・継承 ⑥ 耕作放棄地再生 ⑦ 農地中間管理の窓口 などを行っていますので、ご利用をお願いします。

3. 令和3年「緑の募金」運動について

- ① 期間(春期) 3月25日(木)～5月31日(月)
- ② 募金は、1世帯当たり200円を目安としています。ご協力をお願いします。
- ③ 緑の募金事業で樹木、花木等の植栽を希望される集落は、ご相談ください。

4. 有害鳥獣被害対策について【資料編 P9】

一体となった被害対策に取り組む集落を支援しています。取り組みを希望される集落は、ご相談ください。

5. 公園施設の利用について

- ・姫路公園 4月29日(木)開園 ※安徳の里・姫路公園まつり 中止
(姫路公園ヤマメ釣りまつり 5月3日(月祝)開催)
- ・船岡竹林公園 3月 1日(月)開園 ※ふなおか竹林まつり 中止
- ・八東ふるりの森 4月29日(木)開園 ※八東ふる里イベント 検討中
- ★扇ノ山やま開き：姫路公園コース 未定 /ふるりの森コース 未定

6. やずミニSL博物館「やずぼっぼ」について

3月1日(月)から開館(博物館：高校生以上200円、乗車体験100円)しています。

7. 第16回きらめき祭について ※検討中

- ① 期 日 未定 ② 会 場 未定

8. 八頭町マルシェ2021について ※検討中

- ① 期 日 未定 ② 会 場 未定

9. 地域商店の振興について

地域の商店をみんなで利用し、地域振興にご協力願います。

10. 郡家駅コミュニティ施設(ぷらっとびあ・やず)の利活用について

多目的交流スペースの利活用をお願いします。(個人、団体、グループ等)

*八頭町マスコットキャラクター「やずびよん」をよろしくお願いいたします。

建設課

本庁建設課 TEL 76-0206

1. 町道の改良、舗装、補修事業について

補修等の必要な箇所がありましたら、ご連絡をお願いします。

2. 町道、法定外公共物の占用等について

①町道の道路占用、境界の立会、形状変更等を行う場合には申請をお願いします。

②赤線（里道）・青線（水路）の占用、境界の立会、形状変更等を行う場合には申請をお願いします。

3. 災害復旧事業について

- 農地農業用施設災害 採択基準 国の査定額 1件40万円以上
（田・畑、農業用施設） 地元負担金 最高5%（受益者1戸当たり3万円上限）
- 公共土木災害 採択基準 国の査定額 1件60万円以上
（町道、小河川） 地元負担金 なし
- 農地農業施設等災害補助金 事業費1件当たり 5万円以上40万円上限

4. 道路部分改良事業について

集落の要望による町道の部分改良事業について、事業費の上限を200万円未満とし、分担金の額を1/5とする新しい制度をつくりました。対象がある場合にはご相談をお願いします。

5. 八東川河川公園（水辺プラザ）の利用について

- ①グラウンド・ゴルフ場は4コース（全32ホール）あります。
 - ・会員証（1年・半年・1月）及び1日券の発行は、本庁建設課、各庁舎住民課で扱っています。（土、日、祝祭日は本庁舎の当直員で対応します。）
 - ・施設の予約（団体等の貸切は、2コース・100名程度～）は建設課へ
- ②その他施設 スケート・パーク場、多目的広場（芝生）があります。
休憩棟、トイレ、駐車場など施設の整備を行いました。
多くの方の利用をお願いします。

6. 国、県の事業の促進について

- ①国道及び県道の改良事業、河川改修事業、砂防事業の促進についてご協力をお願いします。
- ②急傾斜地崩壊対策事業の促進についてご協力をお願いします。
受益対象戸数5戸以上、事業費の0.25%の受益者負担金が必要です。
（受益者1戸当たり3万円の上限額を設定）

7. クリーンクリーン作戦等（清掃活動）について

- 8月 1日（日）クリーンクリーン作戦

上 下 水 道 課

船岡庁舎 上下水道課 TEL 72-3973

FAX 73-0290

1. 簡易水道について

- ①水道メーター検針は、毎月1日～10日の間に実施しています。
定期的な宅地内の漏水チェックをお願いします。
宅地内での漏水は、料金が発生します。漏水を発見し、修繕されたら水道使用料減免制度がありますので相談をお願いします。
- ②防火訓練などで消火栓を使用される場合、事前に届出をお願いします。
- ③道路などで漏水の疑いのある箇所を発見されたらお知らせください。
水道管破裂等により、急な断水となる場合があります。ご協力をお願いします。

2. 下水道について

- ①家庭のトイレや宅内マスに、タオル・雑巾・下着・生理用品や油類・農薬容器の洗浄液など流さないようにお願いします。
- ②下水道への早期接続を推進していますので、ご協力をお願いします。
- ③合併処理浄化槽の設置希望者の方は12月末までに申し込みください。
(農業集落排水や公共下水道処理区域外が対象です。)
- ④高齢者福祉施設等の入所者を対象に下水道使用料減免制度があります。
(施設入所の証明書等を添付して、申請をお願いします。)

3. 下水道で使用している町水道以外の使用状況調査について

- ①現在、一般家庭でお支払いの下水道使用料は世帯員割で計算しています。
(基本料金+住民票に記載された世帯人数に応じた超過料金)
本年度、適切な料金算定方法を検討するため、町水道以外の使用状況の調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

4. その他

- ①漏水修繕など水道関連の工事や下水道管の点検・清掃など宅内工事をされる場合は、八頭町指定の工事店にご依頼ください。
- ②世帯単位で転出、転入、転居されるときは届出をお願いします。

地 籍 調 査 課

船岡庁舎 地籍調査課 TEL 72-3154
FAX 73-0290

1 令和3年度事業概要について

- 急峻な山間部においては、リモートセンシング技術によるパソコンモニターに表示した画像により筆界案を提示し、机上の一筆地調査を実施する。この手法により、安全で効率的な一筆地調査を実施する。大字界は、現地立会により一筆地調査を実施する。
- 平坦な宅地部及び周辺の農地においては、現地立会により一筆地調査を実施する。事故並びに熱中症対策に十分な配慮を行う。

2 令和3年度事業実施地区

	実施面積	実施筆数	計画面積	計画筆数
事業全体	59.35 km ²	19,974 筆	59.33 km ²	20,744 筆
一筆地調査	-	-	16.15 km ²	4,860 筆

- 【平成30年度実施地区】成果を法務局に送付し、登記処理中。登記完了予定日は、12月末予定。

該当地区	実施面積	実施筆数	手法	備考	進捗率 4/1
上津黒の一部 (20183132911)	1.82 km ²	387 筆	従来法	山地	100.00%
船岡殿の一部 (20183132921)	0.54 km ²	204 筆	従来法	山地	100.00%
水口の一部 (20183132922)	1.33 km ²	276 筆	従来法	山地	100.00%
用呂の一部 (20183132932)	1.38 km ²	266 筆	従来法	山地	100.00%
落岩の一部 (20183132909)	1.42 km ²	247 筆	従来法	山地	100.00%
合 計	6.49 km ²	1,380 筆			100.00%

- 【令和元年度実施地区】8月末に本閲覧を完了し、11月末に認証検査を受ける。

該当地区	実施面積	実施筆数	手法	備考	進捗率 3/1
上津黒の一部 (20193132911)	0.83 km ²	106 筆	従来法	山地/本閲覧	91.00%
野町の一部 (20193132912)	1.06 km ²	435 筆	従来法	山地・平地/本閲覧	91.00%
水口の一部 (20193132922)	1.61 km ²	144 筆	従来法	山地/本閲覧	91.00%
塩上の一部 (20193132923)	0.59 km ²	230 筆	従来法	山地/本閲覧	91.00%
用呂の一部 (20193132931)	0.09 km ²	77 筆	従来法	平地/本閲覧	91.00%
用呂の一部 (20193132932)	0.17 km ²	37 筆	従来法	山地/本閲覧	91.00%
用呂の一部 (20193132933)	0.55 km ²	126 筆	従来法	山地/本閲覧	91.00%
落岩の一部 (20193132909)	1.63 km ²	301 筆	従来法	山地/本閲覧	91.00%
合 計	6.53 km ²	1,456 筆			91.00%

- 【令和2年度実施地区】従来法及びリモセン法実施地区は、8月末に本閲覧を完了し、11月末に認証検査を受ける。(令和元年度と同時処理) 筆界案活用法実施地区は、業者が測量を実施し、令和4年2月末に業務完了する。

該当地区	実施面積	実施筆数	手法	備考	進捗率 3/1
野町(山)の一部 (20193132913)	2.07 km ²	626 筆	リモセン法	山地/本閲覧	80.00%
野町(平地)の一部 (20193132914)	0.07 km ²	240 筆	従来法	平地/本閲覧	89.00%
大江の一部 (20193132924)	6.50 km ²	1,041 筆	リモセン法	山地/本閲覧	80.00%
横地 (20193132934)	2.31 km ²	1,582 筆	リモセン法	山地/本閲覧	80.00%
落岩の一部 (20193132900)	1.71 km ²	272 筆	筆界案活用法	山地/測量	9.00%
合 計	12.66 km ²	3,761 筆			67.60%

- 【令和3年度実施地区】一筆地調査を実施し、12月末に完了予定。また、久能寺、郡家①の各一部地区(前期)は、業者が測量を実施し、令和4年2月末に業務完了する。

該当地区	計画面積	対象筆数	手法	備考	進捗率 3/1
久能寺・郡家①の各一部 (20203132941) (R03前期)	0.18 km ²	874 筆	従来法	平地/一筆地調査/測量	10.00%
郡家②の一部 (20203132942) (R04R03後期)	0.15 km ²	722 筆	従来法	平地/一筆地調査	7.00%
大江の一部 (20203132924)	8.00 km ²	1,016 筆	リモセン法	山地/一筆地調査	70.00%
妻鹿野の一部 (20203132935)	3.33 km ²	1,415 筆	リモセン法	山地/一筆地調査	70.00%
大門・花・郡家殿・福井の各一部 (20203132910) (R03前期)	0.16 km ²	100 筆	従来法	平地/一筆地調査	74.00%
市谷・西御門・郡家・隼福・上野の各一部 (20203132912) (R03後期)	0.28 km ²	112 筆	従来法	平地/一筆地調査	5.00%
大門・花・郡家殿の各一部 (20203132911)	4.05 km ²	621 筆	リモセン法	山地/一筆地調査	74.00%
合 計	16.15 km ²	4,860 筆			44.29%

- 令和4年度計画地区の地権者調査及び現地確認調査をし、筆界推定線を作成する。

該当地区	計画面積	対象筆数	手法	備考	進捗率 3/1
下野の一部 (20203132925) (R04)	8.23 km ²	1,515 筆	リモセン法	山地/地権者調査、 筆界推定線作成	40.00%
妻鹿野の一部 (20213132935) (R04)	3.28 km ²	1,374 筆	リモセン法	山地/地権者調査、 筆界推定線作成	50.00%
八東地域 (白地・その他圃場) (20213132936) (R04)	4.87 km ²	1,193 筆	従来法	白地等/地権者調査、 筆界推定線作成	10.00%
門尾 (平) の一部 (20203132919)	0.10 km ²	491 筆	従来法	平地/地権者調査	2.00%
堀越 (平) の一部 (20213132910)	0.06 km ²	291 筆	従来法	平地/地権者調査	2.00%
市谷・西御門の各一部 (20203132913) (R04)	3.58 km ²	530 筆	リモセン法	山地/地権者調査、 筆界推定線作成	2.00%
福本・下門尾の各一部 (20203132918) (R04)	1.39 km ²	646 筆	リモセン法	山地/地権者調査、 筆界推定線作成	2.00%
下門尾 (平) の一部	0.10 km ²	270 筆	従来法	平地/地権者調査	2.00%
福本① (平) の一部 (20203132916) (R04)	0.18 km ²	346 筆	従来法	平地/地権者調査	2.00%
小 計 (R04)	21.79 km ²	6,656 筆			12.44%
門尾・堀越 (山) の各一部 (20203132900) (R05)	0.81 km ²	476 筆	リモセン法	山地/地権者調査、 筆界推定線作成	2.00%
福本② (平) の一部 (20203132917) (R05)	0.14 km ²	636 筆	従来法	平地/地権者調査	2.00%
小 計 (R05)	0.95 km ²	1,112 筆			2.00%
合 計	22.74 km ²	7,768 筆			7.22%

- 令和5年度計画地区の地権者調査及び現地確認調査をし、筆界推定線を作成する。

※令和4年度計画と同時進行

該当地区	計画面積	対象筆数	手法	備考	進捗率 3/1
池田・郡家③の各一部 (20203132943) (R05R04前期)	0.14 km ²	659 筆	従来法	平地/地権者調査	100.00%
郡家④の一部 (20203132944) (R06R04 後期)	0.16 km ²	691 筆	従来法	平地/地権者調査	100.00%
郡家⑤の一部 (20203132945) (R07R05 前期)	0.14 km ²	466 筆	従来法	平地/地権者調査	100.00%
郡家 (山) の一部 (20203132914) (R04R05)	0.83 km ²	313 筆	リモセン法	山地/地権者調査、 筆界推定線作成	100.00%
合 計	1.27 km ²	2,129 筆			100.00%

- 令和5年度実施地区の計画を策定し、12月末に区長に、概要説明をする。

該当地区	計画面積	対象筆数	手法	備考	進捗率 3/1
奥谷 (平) の一部 (20223132914)	0.17 km ²	529 筆	従来法	平地/計画概要説明	0.00%
奥谷 (山) の一部 (20223132915)	0.48 km ²	124 筆	リモセン法	山地/計画概要説明	0.00%
宮谷 (平) の一部 (20223132916)	0.27 km ²	1,104 筆	従来法	平地/計画概要説明	0.00%
宮谷 (山) の一部 (20223132917)	0.40 km ²	179 筆	リモセン法	山地/計画概要説明	0.00%
下坂 (平) の一部 (20223132912)	0.16 km ²	511 筆	従来法	平地/計画概要説明	0.00%
下坂 (山) の一部 (20223132913)	0.78 km ²	417 筆	リモセン法	山地/計画概要説明	0.00%
山志谷 (平) の一部 (20223132901)	0.05 km ²	247 筆	従来法	平地/計画概要説明	0.00%
山志谷 (山) の一部 (20223132902)	3.21 km ²	903 筆	リモセン法	山地/計画概要説明	0.00%
橋本の一部 (20223132926)	2.49 km ²	905 筆	リモセン法	山地/計画概要説明	0.00%
船岡地域 (白地・その他圃場) (20223132927)	1.84 km ²	調査中	従来法	白地等 /計画概要説明	0.00%
	9.85 km ²	4,919 筆			

教 育 委 員 会

八東庁舎 学校教育課 TEL 84-1231
社会教育課 TEL 84-1232
FAX 84-1201
中央公民館 TEL 72-3113

1. 青少年健全育成運動について

- ①毎月8の付く日(8. 18. 28)を『やずっ子の日』として、あいさつ、声かけの町内一斉運動を展開していますので、各集落でもご協力をお願いします。(あいさつは心と心をつなぐ架け橋)
- ②集落等の行事に子どもたちをできるだけ参加させ、地域との関わりを持たせてください。(特に、小学生・中学生・高校生)
- ③青パト(各地域ごとに週3回程度)を実施しています。子どもは地域の宝、子どもたちを地域で守り育てる機運を高めてください。

2. 体育行事への参加について【資料編 P23】

- ①町及び体育協会主催の各種スポーツ大会を実施しています。各集落、グループで積極的にご参加をお願いします。
- ②第15回森下広一杯八頭町マラソン大会
期 日 令和3年10月10日(日) 予定
会 場 船岡小学校グラウンド(走路 陸連公認コース)

3. 図書館の利用について

郡家図書館、船岡図書館、八東図書館の利用をお願いします。図書利用者カードがあれば、どこからでも借りられますし、どこからでも返却できます。
移動図書館車で行っている巡回サービスもお気軽にご利用をお願いします。
なお、移動図書館車の巡回ステーション(資料編 P24)をご希望の場合は、区長さんを通じて各図書館までご連絡をお願いします。

4. 公民館事業への参加について

中央公民館、9地区公民館(郡家東、郡家西、大江、済美、船岡、隼、丹比、八東、安部)で公民館事業、社会教育及び生涯学習活動を実施しています。地域の教育並びにコミュニティ活動の拠点として、お気軽にご利用ください。また、事業の要望等皆様の声を遠慮なくお聞かせ願います。

- ・中央公民館＝開館日：火曜日～日曜日(休館日は、月曜日)
- ・地区公民館＝開館日：火曜日、水曜日、金曜日(ただし、大江地区は土曜日)

5. 文化財に関する助成について

麒麟獅子舞など伝統芸能の用具の修繕及び指定文化財の保護・管理に対して助成制度がありますので、お気軽にご相談ください。

6. 花と緑の町づくり事業

花苗の斡旋・・・花苗1株当たり40円で配布

春 6月4日(金) 事業所配布、6月5日(土) 集落配布予定。

(品種 マリーゴールド、サルビア、ペチュニア、ベゴニアの4種類)

秋 11月5日(金) 事業所配布、11月6日(土) 集落配布予定。

(品種 パンジー、ビオラの2種類)

議 会 事 務 局

船岡庁舎 議会事務局 TEL 72-3975

FAX 72-2641

1. 定例会と臨時会について

①定例会は年に4回(3、6、9、12月)開催します。

日程は防災行政無線・八頭町ホームページでお知らせしています。

一般質問通告書は八頭町ホームページに会期中掲載しています。

②臨時会は必要に応じて開催します。

2. 本会議・委員会・全員協議会の傍聴について

①本会議はどなたでも傍聴できます。議場入り口で、住所・氏名を記載していただくだけで傍聴できます。傍聴席は25席で先着順です。

②委員会・全員協議会は公開を原則としています。事前に議会事務局にお問い合わせください。

③定例会本会議はケーブルテレビで生放送しています。また、一般質問は定例会翌月に再放送しています。

3. 請願と陳情について

①請願・陳情は、町政などについて直接議会に要望する制度です。

②請願については議員の紹介が必要です。

③議会に提出された請願書、陳情書は委員会などで審査し、本会議で採択された陳情等は町長や各執行機関に送り、実現に向け努力するよう求めます。

4. 議会だよりについて

町民の皆様に、議会の活動をより深く知っていただくため、議会だよりを年4回発行しています。発行後、八頭町ホームページに掲載しています。

5. 会議録の閲覧について

①議会事務局、各庁舎の町民ホール、図書館で閲覧できます。

②八頭町ホームページ「会議録検索システム」で閲覧できます。

農 業 委 員 会

本 庁 農業委員会事務局 TEL 76-0207

FAX 76-0217

1. 農業委員会への申請について

農地を宅地や駐車場、山林、墓地など農地以外に転用する場合は、県知事の許可が必要となります。

また、農地の売買や贈与などにより所有権を移転する場合や農地を貸し借りする場合は、農業委員会の許可が必要となります。

農地に関する申請書は、毎月20日までに農業委員会に提出をお願いします。翌月の10日を基準に開催する定例の農業委員会で審議します。

2. 遊休農地の利用意向調査について

農業委員会では、毎年、農地の利用状況について調査を行っています。

令和3年度は、8月中旬から10月末を重点期間として、農地利用最適化推進委員と農業委員が、担当区域の農地の現況確認を行う予定です。

その調査結果として、新たに発生した遊休農地の所有者には、利用意向調査をお願いする予定です。内容としては今後の耕作見込みや貸借の意向などをご記入いただくものです。ご協力をお願いします。

3. 農作業標準賃金について

令和3年度適用の農作業標準賃金表は、広報やず4月号と合わせて送付しています。参考にしてください。

4. 農地賃借料情報について

令和2年1月から12月までの1年間に締結（公告）された農地の賃貸借、使用貸借について、農地法第52条に基づき下記のとおり情報提供を行っています。農地の賃借料を決定する際の参考にしてください。

（広報やず令和3年2月号に掲載）

（水田）

（年間10a当り）

地域名	賃 貸 借				使用貸借
	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	データ数(件)	データ数(件)
郡 家 地 域	4,300	8,375	723	402	95
船 岡 地 域	5,200	9,930	5,000	29	5
八 東 地 域	5,000	12,000	140	88	119
八頭町平均・計	4,500（平均）			合計 519	合計 219

※「データ数」は、集計に用いた筆毎の契約数です。

※平均額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※使用貸借とは、農地を無償で借りて使用することです。

農地を貸したい方、借りたい方、その他農地についての相談は、
農業委員会事務局にご連絡をお願いします。

八頭町社会福祉協議会

電 話 本所 72-6210 船岡 73-0672 八東 84-2210
FAX 本所 72-2793 船岡 72-6122 八東 84-2227

社会福祉協議会は、『地域福祉の推進を図ることを目的とする団体』として、地域の住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て、地域が抱えているさまざまな福祉課題を地域全体の課題としてとらえ、『みんなで支えあい 安心して暮らせる 福祉のまちづくり』をめざし福祉活動を企画・実施しています。

1. 地域福祉活動事業について

町地域福祉推進計画に基づき、誰もが安心して生活できる地域共生社会を構築していくことを目指して事業実施しています。地区福祉推進組織「まちづくり委員会」の新規設立に向けた取り組みや、設置された地区「まちづくり委員会」の活動を支援し、地域福祉のさらなる推進を図ることを目的に事業支援を行っています。

地域とつながりを持ち、参加を促進するための居場所づくり、多様な活動主体との連携、見守りやネットワーク、実態把握、相談対応など、まちづくり委員会と連携して活動をしています。

2. 八頭町福祉相談支援センター「ほっと」事業について

経済的な問題や生活の困りごと、生活に不安を抱えている方の相談窓口として「ほっと」を開設しています。相談支援員が相談をお受けして問題点を整理し、関係機関・専門機関と連携をとりながら、解決に向けて相談支援員が寄り添って支援を行います。

※「ほっと」チラシ、「家計改善支援事業」チラシ

3. 災害時における支え愛地域づくり推進事業について

災害発生時の避難支援の仕組みを住民同士でつくる取組みに支援を行います。

(1) 災害時要支援者対策促進事業（※新規 補助限度額 50,000 円）

住民組織が主体となって「支え愛マップ」を作成し、そこで得られた情報をもとに災害時に支援の必要な方の安全安心につながる活動を支援する事業です。

(2) 災害時要支援者対策ステップアップ事業（※(1)の事業終了が対象 補助限度額 100,000 以内）

支え愛マップから抽出した避難支援に係る課題を住民主体の「地域支え愛会議」で話し合い、その課題解決に向けた新たな取り組みを行う住民組織を支援する事業です。

4. 社会福祉協議会の会費について（お願い）

社協は、住民の皆さまや各団体の方々に社協の福祉活動を支えていただきながら、共に地域福祉の推進に取り組んでいくことを目的に実施しております。社協会費は、地域福祉の取組みをさらに進めていくうえで、最も重要な財源となっております。活動の趣旨をご理解いただき、何卒、ご協力をお願い申し上げます。（7月 会費／1世帯 1,000 円）

5. 赤い羽根共同募金事業について（鳥取県共同募金会 八頭町共同募金委員会）

赤い羽根共同募金は、10月～12月に（1世帯 1,000 円）、歳末たすけあい募金は12月に（1世帯 300 円）、募金事業を行いますのでご協力をお願いします。募金は、町内の福祉の推進を図る事業、県内の福祉活動に役立てられます。

（事業内容：まちづくり委員会活動助成、老人クラブ・障がい者スポーツ事業、障がい福祉作業所助成、保育園児クリスマスプレゼント、小・中学校生産活動助成、地域交流事業、地域福祉学習事業、歳末おせち配布事業、重度障がい者見舞事業など）

なお、募金は、年度ごとに事業を計画した計画募金のため、目標額を設定しております。強制ではありませんが、集落、各家庭の状況に合わせていただき、ご協力をお願いします。

◎ 区長様には、大変お世話になりますが、今後とも宜しくお願いします。

行政組織図

本庁舎

2F 建設課 76-0206
産業観光課 76-0208
農業委員会事務局
76-0207
企画課 76-0212
若桜鉄道運行対策室
地方創生室 76-0213

関西事務所

1F 出納室 76-0202
総務課 76-0201(代表)
(選挙管理委員会事務局)
防災室 76-0203
税務課 76-0204
町民課 76-0205
76-0211

郡家東保育所 72-5000
郡家保育所 72-3123
国中保育所 72-3137
船岡保育所 72-6400
八東保育所 84-6425
子育て支援センター 72-3345

郡家保健センター

保健課 72-3566
地域包括支援センター
72-3574
福祉課 72-3581
(福祉事務所 72-3581)

男女共同参画センター
84-2361

船岡庁舎

3F 議会事務局 72-3975
(監査委員事務局)
1F 船岡住民課 72-0044(代表)
地籍調査課 72-3154
上下水道課 72-3973
産業観光課商工観光室
72-0144

八東庁舎

1F 八東住民課 84-1222(代表)
人権推進課 84-1228
教育委員会事務局
学校教育課 84-1231
社会教育課 84-1232

郡家人権啓発センター 72-2672

船岡人権啓発センター 73-0030

中央人権啓発センター 84-3496

学校給食共同調理場 72-0304

中央公民館 72-3113

郡家図書館 72-6660

船岡図書館 72-3970

八東図書館 84-6622

東市場児童館
上万代寺児童館
土師百井二児童館
国中二区児童館

隼福児童館
新庄児童館
上野児童館

八東児童館 84-3497
下南児童館 84-2228

郡家東地区公民館 76-0335
郡家西地区公民館 76-0336
大江地区公民館 73-8838
済美地区公民館 72-0166
船岡地区公民館 72-0085
隼地区公民館 72-1611
安部地区公民館 84-3468
八東地区公民館 84-3001
丹比地区公民館 84-1251

[illegible]